

# 第1章

## 景観計画策定の背景と位置付け

- 1-1. 本計画策定の背景
- 1-2. 本計画の位置付け

## 1-1. 本計画策定の背景

### (1) 景観法の制定

上越市では、平成12年に「上越市景観条例」を制定、翌13年に「上越市景観形成基本計画」を策定し、「発見→参加→実践→検証」のプロセスを大切にした「景観そだて」を基本とする取り組みを進めてきました。

そうしたなか、平成17年6月には景観に関する基本的かつ総合的な法律として「景観法」が全面施行され、良好な景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が確立しました。

法制定の背景には、全国で500弱の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、積極的に景観の整備・保全の取り組みが行われているなか、その根拠となる基本法制定への要望がありました。

それまで、各地域の自主的な景観に関する取り組みの後ろ盾となる法整備がなされ、これまでよりも一歩進んだ取り組みが出来るようになりました。

この法律の目的は、法第一条に次のように述べられています。

#### (目的)

「この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」

また、基本理念と担い手それぞれの責務についても、以下のように述べられています。

#### (基本理念)

- ・ 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産です。
- ・ 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要があります。
- ・ 地域の個性を伸ばすよう多様な景観形成が図られなければなりません。
- ・ 景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体の協働によりすすめられなければなりません。
- ・ 景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものです。

景観法の概要（国土交通省パンフレット）より

### (責務)

(国)

- ・ 良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、実施します。
- ・ 普及啓発活動等を通じて、国民の理解を深めます。

(地方公共団体)

- ・ 良好な景観の形成に関し、区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施します。

(事業者)

- ・ 事業活動に関し、良好な景観の形成に努めます。

(住民)

- ・ 自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たすように努めます。

景観法の概要（国土交通省パンフレット）より

## (2) 上越市景観計画の策定

こうしたなか新潟県では、有識者、専門家で構成する「新潟県景観懇談会」を設置し、景観づくりの基本的な方針や、県と市町村の果たすべき役割等について検討を行うことになりました。

上越市では、平成17年1月の周辺町村との合併による市域の拡大により、景観を構成している要素も多様化し、それまでの「上越市景観形成基本計画」を改めて見直す必要が出てきました。

そのため、平成19年7月に景観法に基づく「景観行政団体」となり、景観づくりの取り組みを更に推進していくことになりました。

上越市は景観法の内容を踏まえ、これまでの「上越市景観形成基本計画」の考え方を継承しつつ、上越市全域を景観計画区域として、住民、行政、事業者、専門家、教育機関などとの協働により、未来に向かって進んでゆく上越市にふさわしい新たな「上越市景観計画」を策定することとしました。

なお、策定後においても逐次見直し等を行い、より充実した景観づくりの実現を目指します。

## 1-2. 本計画の位置付け

本計画は、上越市の最上位計画である上越市総合計画が掲げる将来都市像を実現するため、都市や農業、住宅等の各分野において定められている関係計画との整合・連携を図りながら、景観法の規定に基づき、景観計画の区域、良好な景観づくりのための方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及びその他の法定事項について定めるものです。

